

2024年1月18日 制定

ラヴィット！「令和のギャルル（仮）」メンバーオーディション 応募規約

株式会社TBSテレビ（以下「TBS」といいます。）は、「令和のギャルル（仮）」メンバーオーディション（以下「本プロジェクト」といいます。）を実施するにあたり、次のとおり応募規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（本プロジェクトの目的）

第1条 本プロジェクトは、つくろプロデュースの新グループ「令和のギャルル（仮）」（以下「新グループ」といいます。）のメンバーをオーディション形式により募集し、その審査の過程を本件番組等において取り上げつつ、本件番組内で新曲を披露することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 募集要項 TBSが2024年1月18日付で制定し、本プロジェクトの公式HP（<https://www.tbs.co.jp/loveit/audition2024/>）に掲出する募集要項をいいます。
- (2) 一次審査 TBSが募集要項に記載する日程及び要領により次号の応募者に対して実施する本プロジェクトの第1次審査をいいます。
- (3) 応募者 募集要項に記載の方法で一次審査に応募した者をいいます。
- (4) 応募写真 TBSが一次審査に用いる所定の写真であって、募集要項の定めるところに従い、応募者が撮影し、TBSに提出するものをいいます。
- (5) 二次審査 TBSが募集要項に記載する日程及び要領により一次審査を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの第2次審査をいいます。
- (6) 三次審査 TBSが別途通知する日程及び要領により二次審査を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの第3次審査をいいます。
- (7) 最終審査 TBSが次号の合格者を選出する目的で別途通知する日程及び要領により三次審査を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの最終審査をいいます。
- (8) 合格者 最終審査を通過した応募者をいいます。
- (9) 本レッスン TBSが本プロジェクトの目的を達成するために合格者に対して実施する一連の歌唱レッスン、ダンスレッスンその他のレッスン（次号の本件番組に出演するために必要なレッスンを含みます。）をいいます。

- (10)本件番組 TBSが製作し放送するテレビ番組「ラヴィット！」をいいます。
 - (11)個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定められるものをいいます。
- 2 前項各号以外の用語の意義は、本規約で特に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法律の定めるところによるものとします。

（適用範囲）

- 第3条 本規約は、すべての応募者に適用されるものとし、すべての応募者は、本規約の内容を遵守するものとします。
- 2 本規約の規定と本規約外の本プロジェクトに関する説明等とが異なるときは、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 3 TBSは、自らの判断により、予告なく任意に本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、応募者は、変更後の本規約の内容を遵守するものとします。
- 4 前項の規定による本規約の変更は、これを本プロジェクトの公式HPに掲出し、又はTBSが適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとします。

（応募資格）

- 第4条 本プロジェクトに応募することができる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者に限られるものとします。
- (1) 2024年2月29日現在で満15歳以上の女性であること。
 - (2) 日本国内に居住し、日本語でコミュニケーションを取ることができること（ただし、国籍は問いません。）。
 - (3) 各審査に参加することができること。
 - (4) 本件番組の撮影に参加することができること。
 - (5) 一次審査から本件番組の出演までの期間中、何らの差し障りなく日本国内外のテレビ、新聞、雑誌、Webサイトその他のメディアに出演すること（応募写真等を各種媒体で公表することを含みます。）ができること。
 - (6) 芸能プロダクションに所属し、又は企業若しくは団体等と宣伝若しくは広報等に関する契約を締結している者にあつては、本プロジェクトに参加することにつき必要な同意を得ていること。
 - (7) TBSの求めに応じて、所定の保護者同意書を提出することができること。
 - (8) 本規約及び募集要項の内容を理解し、かつ、遵守することができること。
- 2 応募者は、未成年であるときは、保護者の同意を得たうえで本プロジェクトに応募するものとします。

(募集期間等)

- 第5条 一次審査の応募期間は、2024年1月18日9時00分から同年2月29日23時59分までとします。
- 2 一次審査は、前項に定める応募期間の開始日から2024年3月上旬頃まで応募写真等により随時行われるものとします。
 - 3 本プロジェクトは、第1条の目的を達成した時をもって終了するものとします。

(応募方法等)

- 第6条 応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで、募集要項に記載の方法により一次審査に応募するものとします。郵送又は持参等による応募は、一切これを受け付けられないものとします。
- 2 応募者は、前項の応募が完了した後は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その応募を撤回することができないものとします。
 - (1) 第三者が応募者になりすまし、又は無断で応募したとき。
 - (2) その応募が保護者の同意なく、又は保護者に偽ってなされたものであるとき。
 - (3) その他、前各号に準じる事由が生じたことを証明することができるとき。
 - 3 TBSは、第1項の応募が募集要項、本規約又は法令等に違反してなされたものであると認めるときは、何らの通知催告等を要することなく、いつでも同項の応募を取り消すことができるものとします。この場合、TBSは、その取消しにより応募者又は保護者に生じた損害を賠償する責めを負わないものとします。
 - 4 一の応募者による複数の応募は、一切これを受け付けられないものとします。
 - 5 応募写真等の作成及び提出にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。

(応募写真等)

- 第7条 応募者は、募集要項所定の方法により応募するものとし、これ以外の方法（書類又は写真等の郵送又は持参等を含みます。）による応募は、一切これを受け付けられないものとします。
- 2 応募者は、虚偽の情報を申告し、又は他人の文章等を盗用してはならないものとします。
 - 3 応募写真は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものに限られるものとします。
 - (1) 募集要項に定める写真形式、撮影方法等に合致するものであること。
 - (2) 応募者本人のみが写る写真であること。
 - (3) 前各号のほか、TBSが不適切であると認める態様でないこと。
 - 4 入力した情報及び応募写真は各種媒体において公表される場合があるものとし、

応募者は、あらかじめこれに同意するものとします。

- 5 提出が完了した応募写真は、理由の如何を問わず、一切返却されないものとし、TBSは、TBSが別に制定し公表するプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）の定めるところに従って、適切な方法によりこれを処理するものとします。

（審査方法等）

第8条 TBSは、本プロジェクトの目的に照らし、TBSが委託する審査員（以下「審査員」といいます。）の意見も聴取しつつ、合議により厳正に一次審査から最終審査までの通過者を選定するものとします。

- 2 一次審査の対象は、第6条第1項の規定に従って応募され、かつ、前条第1項から第3項までの規定に適合するものに限られるものとします。
- 3 二次審査、三次審査及び最終審査の対象者は、それぞれ一次審査、二次審査及び三次審査の通過者に限られるものとします。各審査は、募集要項に定める日程及び要領又は別途TBSが通知する日程及び要領により実施されるものとします。
- 4 三次審査に参加するために合理的に必要と認められる交通費及び宿泊費等は、原則として、すべて応募者が負担するものとします。
- 5 最終審査に参加するために合理的に必要と認められる交通費及び宿泊費等は、原則として、すべてTBSが負担するものとします。
- 6 TBSは、各審査の過程及び結果等に関する応募者、保護者又は第三者からの問い合わせには、一切これに応じないものとします。

（合格者）

第9条 合格者の発表は、TBSが別途公表する方法により行われるものとします。

- 2 合格者としての権利義務は、前項の発表の時をもって生じるものとします。
- 3 合格者が欠けたときは、TBSの判断により、合格者に選出されなかった三次審査通過者の中からこれに代わる者を選出するものとします。
- 4 本レッスンの日程及び実施要領等は、TBSが別途合格者に通知するところによるものとします。
- 5 本レッスンの受講料等は、原則として、すべてTBSが負担するものとします。その他本レッスンに参加するために必要と認められる費用は、合理的な範囲内に限り、原則として、すべてTBSが負担するものとします。

（番組の出演等）

第10条 TBSは、合格者を本件番組に出演させるものとします。ただし、その出演の態様については、TBSが任意に決定するものとします。

(知的財産権の帰属)

- 第11条 二次審査から本プロジェクト終了時までの様子は、TBSが任意に収録することができるものとし、応募者又は保護者（以下総称して「応募者ら」といいます。）は、これに異議を述べないものとし、
- 2 本プロジェクトへの参加に伴い生じた一切の知的財産権（応募写真および前項の収録映像等にかかる著作権および著作権隣接権を含みます。）はTBSに帰属するものとし、TBSは、応募者らの実演・肖像等を何らの制限を受けることなく任意に無償で利用することができるものとし、
 - 3 本件番組にかかる著作権その他の知的財産権は、TBSに帰属するものとし、

(禁止行為)

- 第12条 応募者らは、第6条第1項に定める応募の時をもって、本規約のすべての内容に同意したとみなされるものとし、
- 2 応募者らは、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとし、
 - (1) 本プロジェクトの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 本プロジェクトを利用した営業活動若しくは営利を目的とする行為又はその準備行為
 - (3) 選挙活動又はこれに類する行為その他政治若しくは宗教に関する行為
 - (4) 犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) TBS、審査員又は第三者の名誉又は信用を毀損する行為
 - (7) 虚偽の申告又は届出をなす行為
 - (8) TBS、審査員若しくは第三者の財産若しくは人格権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (9) TBS又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (10) 本規約又は募集要項に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (11) 日本国内外の法律若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (12) 前各号のほか、TBSが特に不適切であると認めた行為

(地位の喪失)

- 第13条 応募者らに前条第2項各号のいずれかに該当する行為があったとTBSが認めた場合は、当該応募者らは、何らの通知催告等を要することなく、本プロジェクトの応募者らとしての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとし、一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった場合及び本プロジェクトの目

的に照らして相応しくない行動等があった場合（過去に当該行動等があったことが判明した場合を含みます。）についても、同様とします。

- 2 前項の規定は、TBSの当該応募者らに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 3 合格者が第1項の規定によりその地位を喪失したときは、本レッスンに参加し、及び本件番組に出演する権利も、自動的に消滅するものとします。

（個人情報の取扱い）

- 第14条 応募者及び合格者の個人情報のうち、氏名、年齢、出身地及び肖像等については、本プロジェクトの公式HP、LINE、YouTube その他のUGCサイトの公式チャンネル、Twitter その他のSNSの公式アカウント及び本プロジェクトに関する特別番組等において公表し、又はマスメディア等に提供のうえ公表されるものとし、応募者及び合格者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- 2 前項に定めるもののほか、応募者らの個人情報の取扱いに関する事項については、プライバシーポリシーの定めるところによるものとします。

（延期又は中止等）

- 第15条 TBSは、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、自らの判断により、予告なく本プロジェクトの全部又は一部を一時停止し、延期し、又は中止することができるものとします。
- (1) 天災地変（火災、地震、津波、竜巻、洪水、隕石、落雷、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限定されません。）、悪疫流行（新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を含みます。）、法令改正、行政措置（政府又は地方自治体が発出する緊急事態宣言等を含みます。）、労働争議その他のTBSの責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき。
 - (2) 本プロジェクトを実施するための施設、設備、装置、システム等の保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき。
 - (3) 本プロジェクトを実施するためのシステムの拡張、メンテナンスその他当該システムを維持し、又は管理する目的でサーバ等の設備の全部又は一部を停止させるとき。
 - (4) 前号のシステム上若しくはサーバ等の設備の維持運営上何らかの不具合又は障害が生じたとき。
 - (5) その他、本プロジェクトの運営上の都合又は不測の事態により、本プロジェクトの一時停止、延期又は中止が必要であるとTBSが判断したとき。
- 2 TBSは、前項の規定に基づく本プロジェクトの一時停止、延期又は中止により応募者らに生じた不利益及び損害については、その事由の如何を問わず、一切の

責任を負わないものとします。

(免責事項)

第16条 応募者らは、TBSに申告した情報に変更が生じたときは、速やかにその旨をTBSに通知するものとします。この通知を怠ったことにより応募者らに生じた不利益及び損害については、TBSは、これを賠償する責めを負わないものとします。

(損害賠償責任)

第17条 応募者らは、本プロジェクトへの参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決し、TBSに一切の迷惑損害を及ぼさないものとします。

- 2 応募者らが本規約に違反し、又は不正若しくは違法行為によってTBSに損害を及ぼしたときは、TBSは、当該応募者らにその賠償を請求することができるものとし、当該応募者らは、異議なくこれに応じるものとします。

(譲渡禁止特約)

第18条 応募者らは、TBSの事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務並びに応募者らの地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

(無効規定の分離)

第19条 本規約のいずれかの規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた規定（以下「無効規定」といいます。）は、本規約の残余の規定（以下「残余規定」といいます。）に一切影響しないものとします。この場合、無効規定は、残余規定の有効性を損なわず、又は無効にしないものとし、残余規定は、全面的に有効なものとして存続するものとします。

(使用言語、準拠法及び合意管轄)

第20条 本プロジェクトは、日本国内において日本語で実施されるものとします。

- 2 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- 3 本規約、募集要項又は本プロジェクトに関し、TBSと応募者らとの間で生じた一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所（本庁）又は東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、当該裁判所においてこれを解決するものとします。

(発効日)

第21条 本規約は、2024年1月18日より効力を生じるものとします。

以 上